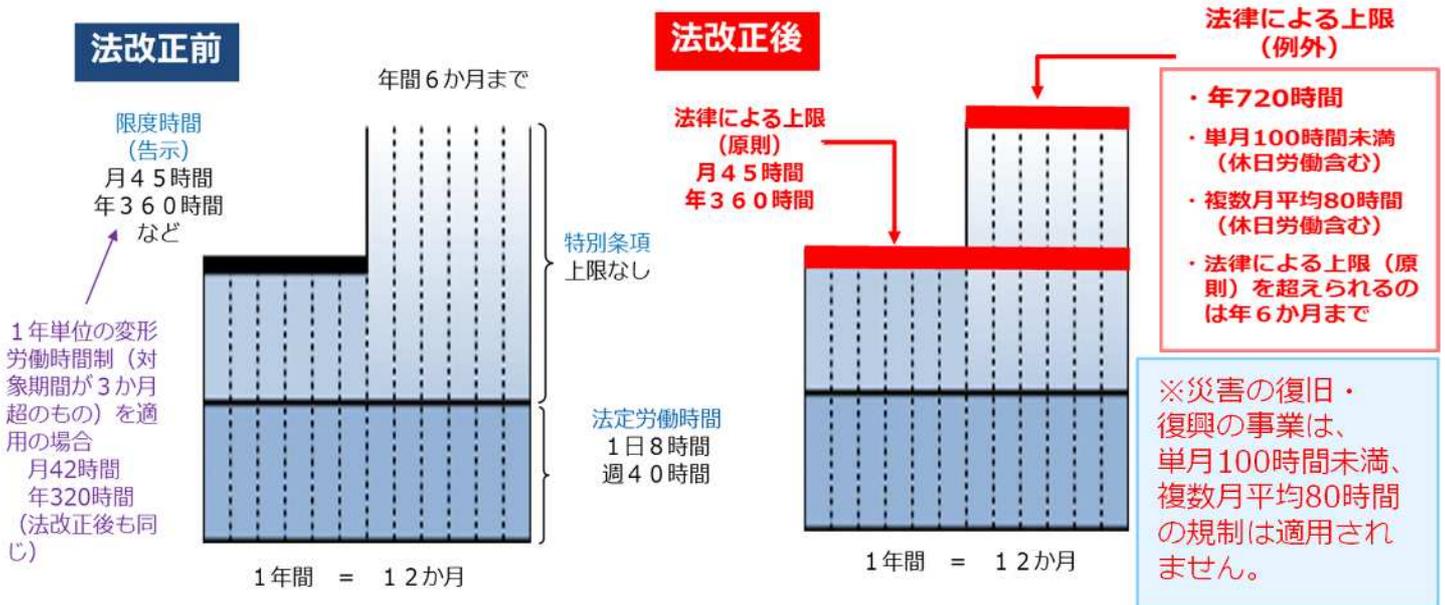


建設業についても、 時間外労働の上限規制が適用されます

建設の事業においても、令和6年4月1日以降、時間外労働の上限規制の適用を受けることとなります。



36協定の様式が変わります！

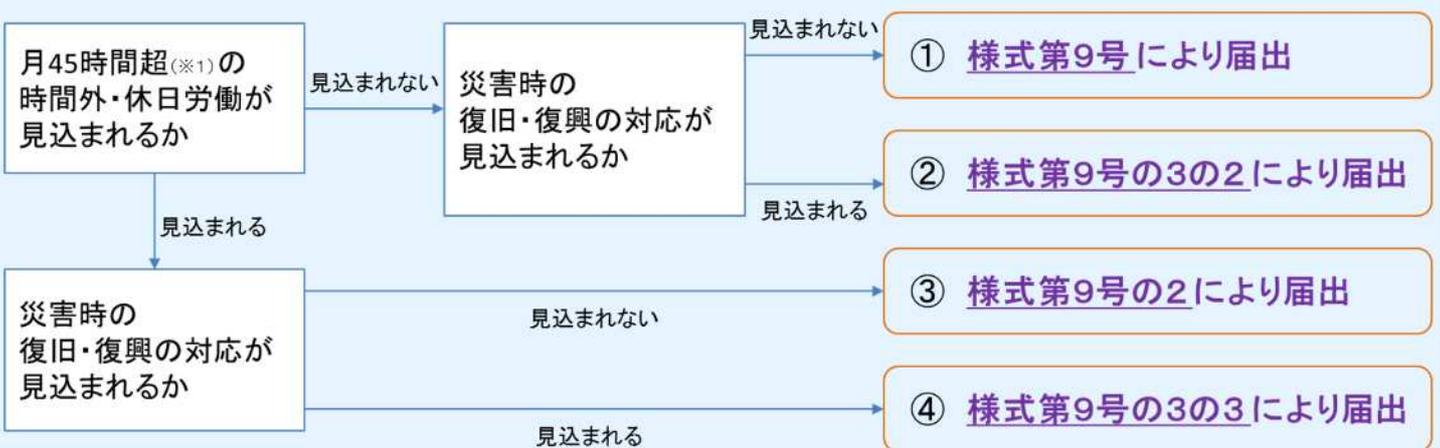
建設の事業について、令和6年4月1日から時間外労働の上限規制が適用されることに伴い、
時間外労働・休日労働に関する協定届 (36協定届) の様式が改正されました。



様式はこちらから
ダウンロード
できます
(厚生労働省HP)

～ 令和6年4月1日以降、新たな様式での届出が必要となります ～
令和6年4月1日をまたぐ労使協定を締結している場合は、その次の期間の労使協定から、新様式での届出が必要となります。

手続フローチャート



36協定 (従来の 様式第9号の4) からの変更点

- 原則として時間外労働を1か月45時間、1年360時間以内(※1)で協定することが必要
- 災害時における復旧及び復興の事業を除き、時間外・休日労働の合計が以下を満たすことを協定することが必要
 - ☑ 1箇月100時間未満 ☑ 2箇月から6箇月までを平均していずれも80時間以内
- 特別条項を設ける場合(上の③、④の様式による届出の場合)、特別延長できる回数を年6回までで協定することが必要

1 対象期間が3か月を超える1年単位の变形労働時間制により労働させる労働者の限度時間については1か月42時間、1年320時間です。



時間外労働の上限規制のイメージ

「1月の時間外労働・休日労働が100時間未満であること」

「2～6月平均の時間外労働・休日労働の合計が80時間を超えないこと」

当月からさかのぼり、2か月、3か月、4か月、5か月、6か月のいずれの平均も80時間以下でなければなりません。

災害の復旧・復興の事業はこれらの規制は適用されません。

休日労働を含めた時間管理が必要です。



時間外労働が限度時間を超えない場合には、特別条項の適用とはなりません。
(例: 時間外42時間、休日8時間)

	時間外・休日 合計	2月平均	3月平均	4月平均	5月平均	6月平均
4月	95					
5月	50	72.5				
6月	100	75.0	81.7			
7月	30	65.0	60.0	68.8		
8月	30	30.0	53.3	52.5	61.0	
9月	110	70.0	56.7	67.5	64.0	69.2
10月	30	70.0	56.7	50.0	60.0	58.3
11月	80	55.0	73.3	62.5	56.0	63.3
12月	90	85.0	66.7	77.5	68.0	61.7
1月	50	70.0	73.3	62.5	72.0	65.0
2月	80	65.0	73.3	75.0	66.0	73.3
3月	110	95.0	80.0	82.5	82.0	73.3

労働基準法の「労働時間」の考え方について

労働基準法における労働時間とは、**使用者の指揮命令下にある時間のこと**をいいます。

使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たります。

労働者が必ずしも**現実に活動していなくても、使用者の指揮命令下にある時間であれば労働時間に当たります。**

労働時間が否かは個別判断になりますが、労働時間の考え方そのものは業種によって異なるものではありません。

「労働時間になるか」が問題になりやすいケース

いわゆる

「手待時間」

使用者の指示があった場合には即時に業務に従事することを求められており、労働から離れることが保障されていない状態で待機等をしている時間(いわゆる「手待時間」)は、労働時間に当たります。

移動時間

直行直帰や移動時間については、移動中に業務の指示を受けず、業務に従事することもなく、移動手段の指示も受けず、自由な利用が保障されているような場合には、労働時間に当たりません。

着替え、作業準備等の時間

使用者の指示により、就業を命じられた業務に必要な準備行為(着用を義務付けられた所定の服装への着替え等)や、業務終了後の業務に関連した後始末(清掃等)を事業場内において行う時間は、労働時間に当たります。

(例)作業開始前の朝礼・準備体操の時間、現場作業終了後の清掃時間

安全教育への参加時間

参加することが業務上義務付けられている研修や教育訓練を受講する時間は、労働時間に当たります。

(例)新規入場者教育の時間、KYミーティングの時間



適用猶予業種の時間外労働の上限規制 特設サイト「はたらきかたススム」右の資料を掲載しています



建設業 時間外労働の上限規制 わかりやすい解説

建設業 時間外労働の上限規制 に関する Q & A

労働基準法の適用除外の労働時間

建設業 時間外労働の上限規制

限度時間を超えないが、災害時の復旧・復興の対応が見込まれる場合【様式第9号の3の2】

表面

式第9号の3の2(第70条関係)

時間外労働に関する協定届
休日労働

事業の種類 土木事業	事業の名称 〇〇建設株式会社 〇〇支店	事業の所在地(電話番号) (〒〇〇〇-〇〇〇〇) 〇〇市〇〇町1-2-3 (電話番号:〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)	協定の有効期間 〇〇〇〇年4月1日から1年
時間外労働をさせる必要のある具体的事由 突発的な仕様変更等による納期の切迫	業務の種類 現場作業	労働者数(満18歳以上の者) 15人	所定労働時間(1日)(任意) 8時間
① 下記②に該当しない労働者	延長することができる時間数 1日	1日(①については45時間まで、②については42時間まで)	1年(①については360時間まで、②については320時間まで)
突発的な仕様変更等による納期の切迫	現場作業	15人	8時間
臨時の受注対応	施工管理	10人	8時間
悪天候による工期遅延の解消	現場管理	10人	8時間
台風被害からの復旧作業	現場作業	15人	8時間
月末の決算業務	経理事務員	5人	8時間
② 1年単位の变形労働時間制により労働する労働者	業務の種類 現場作業	労働者数(満18歳以上の者) 15人	所定休日(任意) 毎週2回
突発的な仕様変更等による納期の切迫	現場作業	15人	8時間
臨時の受注対応	施工管理	10人	8時間
悪天候による工期遅延の解消	現場管理	10人	8時間
台風被害からの復旧作業	現場作業	15人	8時間
月末の決算業務	経理事務員	5人	8時間

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合計した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと(災害時における復旧及び復興の事業に従事する場合は除く。)

協定の成立年月日 〇〇〇〇年 3月 12日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の氏名
〇〇〇〇年 3月 12日

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(投票による選挙)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、選挙等の方法により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

〇〇〇〇年 3月 12日

〇〇 労働基準監督署長殿

使用者 〇〇 代表取締役 田中太郎

労働保険番号・法人番号を記載してください。

この協定が有効となる期間を定めください。1年とすることが望ましいです。

1年の上限時間を計算する際の起算日を記載してください。その1年においては、協定の内容を変更して再度届け出ることがあった場合でも、起算日は同一の日とする必要があります。

事由は具体的に定めてください。

対象期間が3か月を超える1年単位の变形労働時間制が適用される労働者については、②の欄に記載してください。

業務の範囲を細分化し、明確に定めてください。

1日の法定労働時間を超える時間数を定めてください。

1か月の法定労働時間を超える時間数を定めてください。①は45時間以内、②は42時間以内です。

1年の法定労働時間を超える時間数を定めてください。①は360時間以内、②は320時間以内です。

時間外労働と法定休日労働を合計した時間数は、1月100時間未満、2～6か月平均80時間以内でなければなりません(災害時における復旧及び復興の事業に従事する場合は除く)。これを労使で確認の上、必ずチェックを入れてください。チェックボックスにチェックがない場合には、有効な協定届とはなりません。

管理監督者は労働者代表にはなりません。

協定書を兼ねる場合には、労働者代表の署名又は記名・押印が必要です。

協定書を兼ねる場合には、使用者の署名又は記名・押印が必要です。

労働者の過半数で組織する労働組合がない場合には、36協定の締結をする者を選ぶことを明確にした上で、投票・挙手等の方法で労働者の過半数代表者を選出し、選出方法を記載してください。使用者による指名や、使用者の意向に基づく選出は認められません。チェックボックスにチェックがない場合には、形式上の要件に適合している協定届とはなりません。

限度時間を超える場合(特別条項)で、かつ、災害時の復旧・復興の対応が見込まれる場合【様式第9号の3の3】

様式第9号の3の3は、2枚セットの様式です。1枚目の記載内容は、上に記載の様式第9号の3の2と同じです。

2枚目表面

様式第9号の3の3(第70条関係)

時間外労働に関する協定届(特別条項)

臨時に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数(満18歳以上の者)	1日(任意)	1箇月(時間外労働及び休日労働を合計した時間数。①については100時間未満に限る。)	1年(時間外労働のみの時間数。720時間以内に限る。)
事由は一時的または突発的に時間外労働を行わせる必要のあるものに限り、できる限り具体的に定めなければなりません。「業務の都合上必要なとき」「業務上やむを得ないとき」など恒常的な長時間労働を招くおそれがあるものは認められません。	延長することができる時間数	延長することができる時間数及び休日労働の時間数	延長することができる時間数	延長することができる時間数	延長することができる時間数
突発的な仕様変更等による対応、納期のひっ迫への対応	現場作業	15人	6時間	6時間	4回
大規模な施工トラブル対応	施工管理	10人	6時間	6時間	3回
① 工物の建設の事業に従事する場合	現場作業	8人	7時間	7時間	4回
② 災害時における復旧及び復興の事業に従事する場合	施工管理	5人	7時間	7時間	3回
維持管理契約に基づく災害復旧の対応	現場作業	8人	7時間	7時間	4回
自治体からの要請に基づく復旧工事の対応	施工管理	5人	7時間	7時間	3回
限度時間を超えて労働させる場合における手続	労働者代表に対する事前申し入れ				
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	(該当する番号) ①、③、⑤	(具体的内容) 対象労働者への医師による面接指導の実施、対象労働者に11時間の勤務間インターバルを設定、職場での時短会議の開催			
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合計した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと(災害時における復旧及び復興の事業に従事する場合は除く。)	限度時間を超えた労働者に対し、次のいずれかの修正健康福祉確保措置を講ずることを定めてください。該当する番号を記入し、右欄に具体的内容を記載してください。				
① 医師による面接指導	〇〇〇〇年 3月 12日	〇〇〇〇年 3月 12日	〇〇〇〇年 3月 12日	〇〇〇〇年 3月 12日	〇〇〇〇年 3月 12日
② 深夜業(22時～5時)の回数制限	〇〇〇〇年 3月 12日	〇〇〇〇年 3月 12日	〇〇〇〇年 3月 12日	〇〇〇〇年 3月 12日	〇〇〇〇年 3月 12日
③ 始業から始業までの休息期間の確保(勤務間インターバル)	〇〇〇〇年 3月 12日	〇〇〇〇年 3月 12日	〇〇〇〇年 3月 12日	〇〇〇〇年 3月 12日	〇〇〇〇年 3月 12日
④ 代償休日・特別休暇の付与	〇〇〇〇年 3月 12日	〇〇〇〇年 3月 12日	〇〇〇〇年 3月 12日	〇〇〇〇年 3月 12日	〇〇〇〇年 3月 12日
⑤ 健康診断	〇〇〇〇年 3月 12日	〇〇〇〇年 3月 12日	〇〇〇〇年 3月 12日	〇〇〇〇年 3月 12日	〇〇〇〇年 3月 12日
⑥ 連続休暇の取得	〇〇〇〇年 3月 12日	〇〇〇〇年 3月 12日	〇〇〇〇年 3月 12日	〇〇〇〇年 3月 12日	〇〇〇〇年 3月 12日
⑦ 心からの相談窓口の設置	〇〇〇〇年 3月 12日	〇〇〇〇年 3月 12日	〇〇〇〇年 3月 12日	〇〇〇〇年 3月 12日	〇〇〇〇年 3月 12日
⑧ 産業医等による助言・指導や保健指導	〇〇〇〇年 3月 12日	〇〇〇〇年 3月 12日	〇〇〇〇年 3月 12日	〇〇〇〇年 3月 12日	〇〇〇〇年 3月 12日
⑨ その他	〇〇〇〇年 3月 12日	〇〇〇〇年 3月 12日	〇〇〇〇年 3月 12日	〇〇〇〇年 3月 12日	〇〇〇〇年 3月 12日

協定の成立年月日 〇〇〇〇年 3月 12日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の氏名
〇〇〇〇年 3月 12日

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(投票による選挙)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、選挙等の方法により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

〇〇〇〇年 3月 12日

〇〇 労働基準監督署長殿

使用者 〇〇 代表取締役 田中太郎

限度時間(月45時間または42時間)を超えて労働させる場合、1か月の時間外労働と休日労働の合計の時間数を定めてください。月100時間未満に限ります。

限度時間(年360時間または320時間)を超えて労働させる1年の時間外労働時間数を定めてください。災害時における復旧および復興の事業に従事する場合であっても、年720時間以内に限ります。

限度時間(月45時間または42時間)を超えて労働させる回数等を定めてください。災害時における復旧および復興の事業に従事する場合であっても、年6回以内に限ります。

災害時における復旧および復興の事業に従事する場合、100時間以上の時間数を定めることも可能です。工物の建設の事業と災害時における復旧および復興の事業の両方に従事する場合には、工物の建設の事業に従事する時間も含めた時間数を定めてください。

協定書を兼ねる場合には、労働者代表の署名又は記名・押印が必要です。

協定書を兼ねる場合には、使用者の署名又は記名・押印が必要です。

労働者の過半数で組織する労働組合がない場合には、36協定の締結をする者を選ぶことを明確にした上で、投票・挙手等の方法で労働者の過半数代表者を選出し、選出方法を記載してください。使用者による指名や、使用者の意向に基づく選出は認められません。チェックボックスにチェックがない場合には、有効な協定届とはなりません。